

改正

平成18年10月1日

平成24年1月1日

平成27年10月16日要綱第113号

平成29年2月1日要綱第5号の4

平成29年10月6日要綱第65号

平成30年3月19日要綱第14号

令和3年1月28日要綱第4号

周南市建設工事等資格審査及び選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市が発注する建設工事等について、競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の資格審査及び選定に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において建設工事等とは、次に掲げる工事又は業務をいう。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量業務
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務
- (4) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）

2 この要綱において請負業者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者
- (2) 測量法第10条の3に規定する測量業者
- (3) 建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けている者に限る。）

(4) 建設コンサルタントのうち建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律202号）第23条の3の規定により登録を受けている者に限る。）

(5) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けている者

(6) 補償関係コンサルタント業務を営む者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条に規定する登録、建築士法第23条の3に規定する登録、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定する登録等が営業に関し法律上登録を必要とされる業務に係る場合にあつては、当該登録を受けている者）

（競争入札参加資格）

第3条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 建設業者にあつては、前条第2項第1号に該当する者で、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けているもの

(2) 測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償関係コンサルタント（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）にあつては、前条第2項第2号から第6号までに該当する者

(3) 建設業者にあつては、次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行している者（届出の義務がない場合を除く。）

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有しないものとする。

(1) 前項各号に該当しない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項に該当する者

(3) 自治令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの

(4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(5) 第5条に規定する書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(資格審査)

第4条 市長は、請負業者の競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、別に期間を定めて行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

第5条 資格審査を受けようとする者は、別表に掲げる書類を提出するものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

(資格審査申請書の提出期間)

第6条 資格審査申請書の提出期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 定期の資格審査にあつては、当該審査の申請をする年の2月1日から同月末日までの期間
- (2) 定期以外の資格審査にあつては、定期の資格審査を行った翌年の2月1日から同月末日まで

(資格の認定)

第7条 市長は、資格審査を行い、入札参加資格があると認定したときは、競争入札参加資格認定通知書により、申請書を提出した請負業者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第8条 市長は、資格審査の結果、入札参加資格があると認定したときは、申請書を提出した請負業者を周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、情報公開総合窓口及び周南市ホームページにおいて公表するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第9条 入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格の認定日から、次期の定期の入札参加資格の審査に基づく入札参加資格の認定日の前日までとする。

(中間年における書類の提出)

第10条 第7条の規定により有資格者となった者（以下「有資格業者」という。）は、中間年（第4条に規定する資格審査を行った次の年をいう。）に別表14の項に掲げる書類（直近1年分のもの。以下「納税証明書」という。）を再提出しなければならない。

2 前項の再提出の受付期間、対象となる者その他事務手続については、別に定める。

(資格審査申請書の変更届)

第11条 有資格業者は、次に掲げる事項について変更を生じたときは、競争入札参加資格審査事項

等変更届に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 許可（登録）番号又は許可（登録）年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 営業所の名称又は所在地
- (5) 技術職員の増減（市内の業者に限る。）
- (6) 代理人
- (7) 許可（登録）業種
- (8) 業態調書の資本関係に関する事項及び役員の内兼任に関する事項
(入札参加資格の承継)

第12条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可（登録）を受けた後、速やかに競争入札参加資格承継承認申請書を、経営事項引継書及び別に定める書類を添えて提出するものとする。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
- (5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

2 前項の経営事項引継書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書（写し可）
- (2) 登記事項証明書又は履歴事項全部証明（写し可）（個人の場合は、身分証明書又は誓約書（写し不可））
- (3) 営業所一覧表（市内業者は不要）（写し可）
- (4) 技術者経歴書（写し可）
- (5) 使用印鑑届（写し可）
- (6) 印鑑証明書（写し可）
- (7) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書及び承継人の開始貸借対照表（前項第3号又は第4号に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は不要）（写し可）
- (8) 代理権を証する書面（写し不可）

(9) 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）

(10) 合併の場合は、合併契約書（写し可）

3 市長は、競争入札参加資格の承継承認を行ったときは、速やかに競争入札参加資格承継承認通知書により申請者に通知するものとする。

（廃業等の届出）

第13条 有資格業者は次の各号のいずれかに該当し、入札参加資格の取消しを求める場合は、当該各号に掲げる者に速やかにその旨を市長に届け出させるものとする。

(1) 死亡したときは、その相続人

(2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

(3) 法人が解散したときは、その破産管財人又は清算人

(4) 廃業又は廃業の意志を固めたときは、本人又は役員

(5) その他の理由で入札参加資格を辞退するときは、本人

（入札参加資格の取消し等）

第14条 市長は、前条の規定による届出があったとき、又は有資格業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、若しくは不正の手段により有資格業者となったときは、認定した入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により、入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格認定取消通知書により、当該有資格業者又は前条各号に掲げる者にその旨を通知し、第8条に定める名簿から削除するものとする。

（共同企業体の特例）

第15条 市長は、周南市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成15年4月21日施行）により、共同企業体を結成して入札参加資格審査の審査を受けようとする者に対し、共同企業体競争入札参加資格審査申請書に市長が別に定める書類を添えて提出させるものとする。

2 市長は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条第1項の許可を受け、かつ、通商産業局長の官公需適格組合の証明を受けて入札参加資格の審査を受けようとする者に対し、官公需適格組合競争入札参加資格審査申請書に市長が別に定める書類を添えて提出させるものとする。

（更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例）

第16条 有資格業者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の

日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該更生手続開始の決定又は当該再生手続開始の決定を受けた者は、建設工事等競争入札参加資格再審査申請書に市長が別に定める書類を添えて提出させるものとする。

(指名基準)

第17条 市長は、競争入札及び随意契約に付そうとするときは、名簿に登録された者（納税証明書の提出が必要な者にあつては、納税証明書を再提出したものに限る。）の中から指名するものとする。

2 前項のうち指名競争入札については、周南市建設工事等競争入札参加条件・指名基準（平成29年7月24日制定）により指名するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度以降の建設工事等競争入札参加資格者に係る指名から適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行の前日までに、周南市徳山が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成15年4月21日制定）、周南市が発注する新南陽区域に係る建設工事等の契約に係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱（平成15年4月21日制定）、周南市熊毛区域建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成15年4月21日制定）、周南市鹿野区域指名競争入札の資格及び指名基準に関する要綱（平成15年4月21日制定）の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、平成15年度及び16年度に係る建設工事等資格審査及び選定については、なお従前の例により、平成17年度以降に係る建設工事等資格審査及び選定については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月1日）

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年1月1日）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年10月16日要綱第113号）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日要綱第5号の4）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年10月6日要綱第65号）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日要綱第14号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日要綱第4号）

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第5条関係）

提出書類一覧表（申請書等）

番号	提出書類	写しの 可否	建設業者		測量・建設コン サルタント等	
			市内業 者注1	市外業 者注1	市内業 者注2	市外業 者注2
1	競争入札参加資格審査申請書	否	○	○	○	○
2	入札参加資格審査申請総括表	可	○	○	○	○
3	許可（登録）証明書又は通知書	可	○	○	○	○
4	登記事項証明書又は履歴事項全部証明（法人）	可	○	○	○	○
	身分証明又は誓約書（個人）	否				
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）	可	○	○		
6	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類（基準日の属する1年度分）	可			△	△
7	現況報告書（基準日の属する1年度分）	可			△	△
8	営業所一覧表	可		○ 注3		○ 注3
9	建設工事経歴書	可	○ 注3	○ 注3		
	公共測量等経歴書				○ 注3	○ 注3
10	技術者経歴書	可	○	○	○	○

			注3	注3	注3	注3
11	主要取引金融機関一覧表	可	○	○	○	○
12	使用印鑑届	否	○	○	○	○
13	印鑑証明書	可	○	○	○	○
14	周南市税の滞納の無いことの証明書	否	○	△ 注4	○	△ 注4
15	国税の未納の税額がないことの証明書 ・法人の場合（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」） ・個人の場合（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」）	可	○	○	○	○
16	法人所在証明書	否		△ 注4		△ 注4
17	財務諸表（基準日の属する1年度分） 注6	可			○ 注5	○ 注5
18	I S Oの認証取得を示す登録証及び付属書（I S O9001又はI S O14001）	可	△	△		
19	委任状（年間）	否		△ 注3		△ 注3
20	受付票兼F A X送信票（建設業者用）	可	○	○		
	受付票兼F A X送信票（測量・建設コンサルタント等用）				○	○
21	業態調書	可	○		○	
22	返送用封筒（返送に要する切手を貼り付けて、返送宛名を記載したもの）		○	○	○	○
23	その他市長が必要と認める書類		△	△	△	△

備考

- 「○」は必須、「△」は該当する場合に提出を要する書類とする。
- 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（「営業

所一覧表」については、申請日現在) とすること。

3 各種証明書は、資格審査を申請する日の前3月以内に発行されたものを提出すること。ただし、測量業者登録証明書については、資格審査を申請する日の前6月以内に発行されたものを提出すること。

4 提出書類の中で写しを提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、B4版以上の書類については、可能な限りA4版に縮小して提出すること。

(注1) 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を周南市に有するものを市内業者、それ以外を市外業者という。

(注2) 登記簿上の本店を市に有する者を市内業者、それ以外を市外業者という。ただし、個人の資格で登録する場合で、法人登記がされていないため登記簿がないときは、市以外の公的機関の証明書等により、客観的に見て、主たる営業所が市にあると認められる者を市内業者という。

(注3) 記載内容が同じであれば他の様式でも可とする。

(注4) 市に営業所を有する業者のみ提出すること(周南市税務担当課発行)。

(注5) 6の項及び7の項に掲げる書類を提出する場合は、提出は不要とする。

(注6) 申請書等を提出する日までに直前1年の営業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の営業年度の前年度の財務諸表を提出すること。